

第1分科会

第1分科会は、「被災者のいのちとくらしを守る」をテーマに、①医療費窓口負担問題の取組と課題、②希望者全員の公営住宅入居を求めて、③長期化する仮設住宅の対策について報告があり、討論を行った。

医療費窓口負担問題の取組と課題では、岩手県保険医協会・伊藤大氏と宮城県保険医協会・井上博之氏から報告があった。

被災者の医療費窓口負担免除は、2012年2月まで国による支援がされ、それ以降は各保険者の判断に任されている。伊藤氏からは、岩手県保険医協会が行った被災者の医療費窓口負担免除に関する被災者アンケート結果が報告された。アンケートは仮設住宅の自治会長やNPO法人を通じて、2012年からこれまでに計5回行っている。医療費窓口負担免除を受けている場合、負担発生後もこれまで通り通院すると答えた割合が回数を追うごとに減少しており、2012年の初回アンケート時には70.2%だったが、2015年時には36.5%と半減している。一方、負担発生後は通院できないと答えた割合は、2012年は4.4%、2015年には17.5%と4倍以上の増加となっている。岩手県での窓口負担免除は国保と後期高齢者のみとなっており、アンケートで寄せられた意見の中には社保も免除を再開してほしいという声もあった。岩手県保険医協会では、アンケート結果をもとに県議会へ請願書を提出。2016年度以降も免除に対する補助の継続や、国による補助を求める意見書の提出、社保の免除再開を求め、全会一致で可決された。10月には1年間の免除継続が知事から表明された。

宮城県保険医協会・井上氏からは、宮城県の医療費窓口負担免除に関するアンケート結果について報告があった。宮城県では国保と後期高齢者のうち、大規模半壊以上かつ住民税非課税世帯のみ、2014年4月から免除が再開されたが、免除者を絞り込むための基準によって被災者の分断が発生している。医療費免除が、少しの収入の差で判断されていることが一因にあるという。さらに井上氏は、医療費免除によって受診動向が大きく左右されており、窓口負担による受診抑制が働くことを指摘した。震災以前からの国保連合会のレセプト件数を分析すると、免除終了予定直前にレセプト件数が増加しており、免除が一時打ち切られた直後の2013年3月は大幅に減少している。特に増減幅が顕著なのが歯科のレセプト件数で、医科よりも窓口負担免除の影響が大きく現れている。

参加者からは、医療費の窓口負担があるから免除を求める運動が必要となっており、窓口負担の問題は被災者だけのものではないといった意見や、窓口負担免除による健康状態の向上が認められれば、窓口負担軽減の運動の武器になる、といった今後の運動に期待する意見が出された。また、国の制度として一律に行わないために都道府県で差ができてしまっているとの意見が出され、国による制度づくりを求める声もあった。医療費の免除は、被災者が声を上げて運動して勝ち取った結果であり、被災者からの訴えが運動の契機になるとの意見も出された。最後に報告者の井上氏からは、アンケートの被災者の声によって法律を見直し、今後の災害に活かせるものにしたいと抱負が述べられた。

公営住宅入居問題については、東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センターの阿部重憲氏と、石巻住まいと復興を考える会連絡協議会・佐立昭氏から報告があった。

阿部氏の報告は、宮城県内の復興の進捗状況や住宅再建をめぐる問題点を指摘し、住宅再建支援の提案がされた。震災後、被災者の多くは仮設住宅へ入居しているが、移転先がなかなか決まらずに仮設への入居が長期化しており、震災関連死や健康悪化にもつながっていると指摘。移転先のひとつとして復興公営住宅が挙げられるが、計画戸数と入居希望者のミスマッチや入居条件、家賃等の問題をはじめ、

仮設で出来上がったコミュニティが崩れてしまうことへの抵抗もあり、移転がなかなか進まない現状を報告した。今後の問題として、仮設住宅入居世帯の21.8%にもなる再建未定者と、要件該当者以外は仮設住宅退去となる「特定延長」非該当世帯の大半が移転先未定となっている問題をあげた。

佐立氏からは、仮設住宅での生活状況や住まいの復興についての報告があった。石巻市の復興公営住宅は約2,900戸あり、復興公営住宅入居希望者は約2,000名と、一見余っているように見えるが、移転先未決定の世帯が約5,000世帯にもものぼる。住まい連では、行政の責任ですべての被災者が住まいを確保できるよう石巻市長に申し入れを行い、回答を得られたことが紹介された。

討論では、復興公営住宅での住民の孤立阻止の取り組みについて、活発な交流が行われた。復興公営住宅には集会所が整備されており、集会所を利用した住民のコミュニティづくりが重要であることが報告された。実際復興公営住宅に住んでいる住人からは、住人の何人かが中心となって集会所での集まりの呼びかけを1軒ずつ行うなど、住人がどのようなものを作り、どう工夫しながら暮らしていくかが大切だということが述べられた。

民間借り上げ住宅に関する問題では、民間の住宅をみなし仮設として期限付きで県が借り上げているため、復興公営住宅法により借り上げは20年間という期限が定められている。震災から20年がたった神戸市では、市が民間借り上げ住宅からの退去を求めており、退去を求めて市が住人を相手に裁判を起こしたり、逆に期限付きだと説明を受けていないという住人側が市を相手に裁判を起こしたりしていること現状が報告された。宮城県でもいつかは神戸市のようになるのではないかといった不安の声が聞かれており、宮城県市長会は低所得者と、不十分な内容ではあるが家賃助成を行うよう復興庁に対し要望している。議論の中では、みなし仮設に住み続けたいと希望する被災者も多く、そのためには家賃補助が必要といった意見が出されたが、神戸市の事例があるように、数年後に大きな問題になるのではないかといった不安が聞かれた。

福島県での震災の影響や仮設住宅での問題について、日本共産党福島県委員会・野口徹郎氏から報告が行われ、仮設での孤独死が多いことや、仮設住宅が狭く子ども部屋がないこと等、不自由な避難生活であることが報告された。仮設住宅に関する問題では、福島県の復興公営住宅は整備が遅れているためにいつ入居できるかわからない不安や、特に仮設住宅に居住している高齢者は、仮設住宅から出たくてもコミュニティが崩れることや体力的にも厳しいために、仮設住宅に居住せざるを得ない状況であることを指摘。さらに福島県では、宮城県・岩手県とは違って原発事故による放射能が大きく影響しており、被爆を心配している県民は7、8割もおり、多くの県民が精神的な不安を抱えていることも報告された。